

第8回 官業民営化等WG 議事録（経済産業省ヒアリング）

1. 日時：平成16年9月22日（水）10:00～12:00
2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室
3. 項目： 砂利採取業務主任者試験  
採石業務管理者試験  
航空工場検査員国家試験  
計量士試験
4. 出席： 規制改革・民間開放推進会議  
鈴木主査、白石委員、安念専門委員  
経済産業省  
砂利採取業務主任者試験  
製造産業局住宅産業窯業建材課 課長 富田 健介  
(以下「富田住宅産業窯業建材課長」という)  
採石業務管理者試験  
資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課 採石対策官 柏葉 清志  
(以下「柏葉採石対策官」という)  
航空工場検査員国家試験  
製造産業局航空機武器宇宙産業課 課長 西本 淳哉  
(以下「西本航空機武器宇宙産業課長」という)  
課長補佐 飯田 健太  
(以下「飯田課長補佐」という)  
課長補佐 鈴木 晴光  
(以下「鈴木課長補佐」という)  
計量士試験  
産業技術環境局知的基盤課計量行政室 室長 醍醐 辰也  
(以下「醍醐室長」という)

鈴木主査 おはようございます。それでは、第8回「官業民営化等WG」を開催したいと思えます。

このWGでは、各ジャンルごとに責任担当制を敷いておりまして、本日の「許認可等に係る審査・検査・検定・資格試験等」については白石委員と安念専門委員が担当させていただきます。

進行等については、担当委員の方をお願いしたいというふうに思えます。よろしくお願ひします。

白石委員 それでは、早速。

朝からありがとうございます。こちらの方からヒアリング質問事項を投げかけさせていただいていると思いますので、冒頭7～8分程度をお使いいただいて質問に対する御回答をまずお願いしてから、その後、20分強の質疑応答をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

富田住宅産業窯業建材課長 私、経済産業省の住宅産業窯業建材課長の富田でございます。

御質問ちょうだいしておりますけれども、まず御質問にお答えする前に制度の概要をかつまんて御説明させていただいてよろしゅうございましょうか。

白石委員 お願いいたします。

富田住宅産業窯業建材課長 お持ちした資料が3種類ございまして、まず、この試験制度「砂利採取業務主任者試験」ということで、砂利採取法に基づく試験になっております。これに関連する法令の抜粋をお付けしておりますので、そこをごらんになりながら、私の方から法令全般の概要をまず申し上げたいと思います。

まず、砂利というのは何かというところから申し上げますと、これは小石とか砂、玉石、そういったものを総称したものでございまして、粒形がおおむね300ミリ以下と。この砂利というものは、例えばコンクリートの強度を増すための骨材等に用いられるために採取されるものでございます。

砂利採取法はどういう法律かと申し上げますと、砂利採取業を規制することが目的でございます。

砂利採取行為というのは、河川とか、海とか、山とか、そういうところから砂利を掘り出して取ってくるという事業でございますので、適正に安全を確保しながら採取をいたしませんと、例えば地盤が崩れたり、あるいは掘った穴に埋め戻しをしないまま、そこに人が落ちこちてしまうとか、あるいは河川ですと、余りにも深く掘ってしまうと川の流が変わって、河川の水利上非常に大きな問題があるとか、そういう自然に対する影響がございますので、これをあらかじめ計画を提出させて、その計画を承認するということと、それから、事業者の適格性を登録制度によって確保するというのが内容になってございます。法令のところをごらんいただきますと、まず第3条のところに「登録」というのがございますけれども、これはある区画で採取事業を行うという場合には、その区画が所属する、管轄する都道府県知事の登録を受けなければいけないということになってございまして、登録の要件というのが6条のところにいろいろ書いてございますけれども、罰則を受けたことがないとか、そういういろんな一般的な規定の中で一番重要なのが、5号にございまず業務主任者を置いていない者には登録を認めないと。したがって、資格を得た砂利採取業務主任者が、事業をする際にいることというのが登録の要件になってございます。したがって、主任者の適格性を審査するために業務主任者試験というものが制度としてございまして、それが15条、業務主任者試験というのが規定されてございまして、都道府県知事が試験を行うということになってございます。

ここには、ちょっと条文に抜粋してございませんけれども、これとは別に法律の規制といたしまして、いわゆる採取計画を事業者はあらかじめ提出をして、都道府県知事の認可を得る必要がございます。

採取計画というのは、砂利をどのぐらいの量を取るのかとか、あるいはどのぐらいの期間を使うのかとか、あるいは災害防止のためにどういう措置を講じているのかどうかというようなことを計画の内容として出させて、それを審査するというところでございます。

業務主任者の役割というのは、そういった計画についてきちんと策定し、それから、それを実行する。そういうことを管理している者として業務主任者というのが役割を与えられているということでございます。

以上が、法律の大まかな内容でございます。

それでは、砂利採取業務主任者試験というのがどういうふうに行われているかという説明をさせていただきます。これは調査票をちょうだいしておりますけれども、これについてというよりは、その次のページに大きなフローが書いてございますが、そちらの方も御参照いただきたいというふうに思います。

砂利採取試験というものは、先ほど申し上げましたように、都道府県知事が行うということでございますけれども、若干の経緯を申し上げますと、平成12年以前は国の業務でございまして、都道府県に対する機関委任事務として、国の試験制度として行われていたものでございます。平成12年に機関委任事務に関する一括法が成立いたしまして以降、都道府県知事の業務ということで、法令上もきちんと明確化をされて、それ以降、都道府県知事が主体として行うという事業になっているという経緯がございます。

試験の流れでございますけれども、都道府県知事に移管をされたという以降、いろいろ体制等について都道府県の中でもいろんな議論がございまして、各県ごとに試験を行うというのは効率的ではないということで、全国1本の試験内容を制定して、これを都道府県ごとに実施をするというような考え方に整理をされました。その試験問題作成のために、各都道府県から成る都道府県砂利採取法連絡協議会というものが成立いたしまして、ここが試験問題を作成するという制度になったわけでございます。

ただ、この試験問題につきましては、例えば土木的な知識とか、河川水利上の技術的な知識とか、そういった専門知識も必要となりますので、そういったことを勘案いたしまして、骨材資源工学会という、これはある種の学会でございますけれども、この学会に試験問題の作成を委託するというのを今、行ってございます。年間の予算でございますけれども、おおむね407万、400万前後ということで、試験問題の作成事務について委託をしているという現状でございます。

骨材資源工学会におきましては委員会を設置いたしまして、そこに都道府県の職員とか、学識経験者が参画をして問題をつくるということでございますけれども、まず、大きく分けまして法令関係の問題と、それから、技術の問題と2つございまして、それぞれに委員会がございます。

法令につきましては、砂利採取法の法規、運用に関する知識、それから、当然ながら砂利採取行為を行いますと環境に対する影響、あるいはいろいろな区画の管理に関する法律、例えば河川法でございますとか、森林法でございますとか、そういった法律、あるいは農地法でございますとか、各般の土地利用関係の法律の知識が必要でございますので、そういったものについても知識を問うという部分がございます。これが法令関係でございます。それ以外に、河川工学、あるいは土木工学の知識、それから、砂利採取の実務的な技術の知識、こういったものの技術関係の知識がございまして、こういったものの試験の作成を行うということになってございます。

ここの工学会におきまして、試験問題の作成及び印刷まで一応やりまして、これが都道府県に送付されて、それで、都道府県はこれをもって広報広告で受験者の募集をしまして、各県ごとに試験を行うと。それで、合格者には合格証を発行するというところでございます。現在、受験料がおおむね 7,600 円から 8,000 円程度でございます。受験者数につきましては、その右にちょっと小さく書いてございますけれども、15 年度で約千名弱ということでございます。

受験者が非常に減っておりますのは、やはり砂利採取業が構造的に産業として縮小してきていると。まずは、公共事業の予算が非常に削減をされておりますので、コンクリートというのは公共事業用におおむね半分ほど使われておりますが、そこが大きく減っております。したがって、非常に長期低落傾向の業態でございます。

それから、もう一つ申し上げなければいけないのは、この後で御説明あるかと思えますけれども、採石業というのがございまして、この採石業がこの 20 年方、非常に発展をしてきて、採石というのは取ってきたあれを砕いて骨材にするんですけれども、砂利が業としては縮小し、その代わりにそこを採石業が埋めているという構造でございます。したがって、年々、受験者が減っているという状況でございます。

以上を踏まえまして、御質問についてのお答えを順次させていただきたいと思えます。まず、御質問第 1 でございますけれども、「砂利採取業務主任者試験に関する一連の事務手続きについてご教示願いたい。この流れの中で、どの過程で公的関与が不可欠な政策判断等がなされ、それに基づきいかなる事務が発生するかも併せてご教示願いたい」という御質問でございます。

まず、試験の流れについては先ほど御説明させていただきましたので、それで御理解をいただきたいというふうに思います。

「公的関与」というところでございますけれども、現状におきましては、まず法令上、都道府県が主体となるということが定められておりますが、実務上は、先ほど申しましたように、試験問題は骨材資源工学会という民間の学会に委託をされていて、そこで民間の知見を得て作成をします。ただし、先ほども申し上げたように、法令上の運用に関する知識というのは、実務をやっているのは都道府県でございますので、この人たちの知見がどうしても欠かせないということで、骨材資源工学会の委員会の中において都道府県の方が

参画をして、その知見を生かすという意味での関与が一つございます。それが基本的には都道府県が関与している部分ということでございます。

第2番目の質問に移らせていただきますけれども、「当該試験をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。また、仮に本試験において政策判断の余地があったとしても、当該政策判断について、可能な限りマニュアル化、ガイドライン化を行うことにより民間開放することの可否につき貴省の見解を伺いたい。あわせて、政策判断が不要な事務手続を民間開放することの可否につき貴省の見解を伺いたい」。

まず、法令の解釈でございますけれども、私どもとしては民間にアウトソーシングをするということについての制限は規定上ないというふうに思っております。ただ、試験全体丸ごとをどこかに投げてしまうということは解釈上難しい。

といいますのは、他の法律の書き方などを見ておりますと、例えば高圧ガス保安法等にある試験の書き方ですと、試験事務の全部または一部をだれか第三者に行わせることはできるということを明示的に書いてございますので、それが書いていないということは、全部を移管するのはちょっと解釈上無理だろうと。ただ、効率化のために一部アウトソーシングすることは当然あってしかるべきだと思っておりますし、現実でも私ども、先ほど申し上げたように、骨材資源工学会に移管をして民間活力で試験を作成するというをやっておりますし、そんなようなことで、原則としてアウトソーシングの制限はありませんし、現実にも我々としては一部の業務をアウトソーシングしているということでございます。

もう一つの御質問ですが、「当該試験における民間委託の状況および今後の拡大の可否につき貴省の見解を伺いたい」と。

もう一度整理をいたしますと、民間委託をしているものは骨材資源工学会への委託でございますが、この具体的な内容を確認という意味で申し上げますと、試験問題の作成委員会の運営。これは委員会の開催準備でございますとか、部会の開催準備、その他事務に関すること。

それから、第2番目が試験問題及び解答の原稿の作成ということで試験問題を作成し、それを印刷して都道府県に発送するというところまでをしております。

今後、これを拡大できるかということでございますけれども、これについては、1つには、この事務が都道府県が主体となって、都道府県の権限で進められておりますので、都道府県の意見といいますか、考えというものを十分聞いていく必要があるというのが、まず大前提かと思えます。

それから、私どもの考え方といたしましては、まず災害の防止という、国民の安全に非常に直結した制度でございますので、これを確実に実行するために試験が公平・公正に行われるということを、これは仮に民間で行う場合であってもきちんと担保をしていく必要があるというのが、まず第1点でございます。

第2点は、更に拡大をするといたしましても、これは砂利採取法という法律の運用に基づく知見を試験に反映していく必要がある。先ほど申し上げたように、実際に認可計画書の審査でございますとか、そういった砂利採取法の実務に関しての経験を持っているのは都道府県の職員でございますので、この人たちの知見がきちんと反映できるという仕組みがございませんと、資格制度としての意味が半減するということで、ここのところがもう一点担保すべきところかと思えます。

最後に、現状で試験料がこの値段でございますけれども、民間移管をした場合に果たしてどのぐらいの試験費用になるのかと。仮に試験費用が余りにも高騰するというようなことになると、民間に対しても非常に大きな負担になりますので、そういう費用面についても十分な配慮が必要だと。

以上の3点を、更に制度を民間移管を拡大する場合には考慮する必要があるかというふうに思っております。

以上で、私の説明を終わらせていただきます。

白石委員 ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をいただきました内容について質疑に入ってまいりたいと思います。

安念専門委員 要するに、問題は学会がつくっているわけですね。

富田住宅産業窯業建材課長 学会と、あと、自治体です。

安念専門委員 経緯はわかります。今の現行法の規定は確かに都道府県知事が行うというふうに書いてあるわけですから、都道府県知事が行わなければいけないわけですが、立法論として考えた場合に、別に都道府県知事が行うと書かなければいけない必然性も何もないのではないですか。

要するに、学会で学会の学者の先生方と都道府県の実務担当者が集まって問題をつくっているわけですね。恐らく、それ以外の人々に問題をつくるノウハウもなかるうと思うんですけども、要するに、それだけの話であって、立法論として考えたら何も都道府県知事が行うなんていう必然性は全然ない。だって、全国一律で同じ問題でやっているわけでしょう。

富田住宅産業窯業建材課長 ただ、法令の考え方ということで申し上げれば、これは砂利採取法上、都道府県知事が各事業者に対してそういう資格を持った人を配置することを義務づけておりますので、実態はともかくといたしまして、それとの関係では試験制度を法令上、自治体が行うと。これはやはり、法律の立法論の構成からいって、ごく自然な書き方だと私は思いますが、ただ、試験の内容について、それをだれが、知見を持った人が作成をすればいいかというところでは、別に都道府県が専権的にやる必要はなくて、必要な知見については学会の方に参画をしてもらうような仕組みをつくってやっていけばいいと。これで十分、民間の活力というものが利用できているというふうに私は思います。

安念専門委員 それであるならば、要するに全く形式なわけでしょう。今の現行法の解

積を承っているわけではなくて、制度をもう一回土台から見直すとすれば、都道府県ごとの知見がどういったって、既に全国一律の試験になってしまっているわけだし、実際に問題をつくっているのは都道府県が都道府県の立場で関与する必要はないわけで、要するに専門的知見がある人がいればいいわけですから、どっちみち問題をつくらせれば都道府県の専門知識を持った職員を出題委員に加えればいいだけの話ですね。何も官としてというか、公としての都道府県知事が行わなければならないという法制上のレジームがなければならぬという必然性は何もないように思うんですけども。

富田住宅産業窯業建材課長 ただ、試験をいろいろ活用する部分というのは勿論ございますけれども、試験内容の構成というのは、やはり法令に従って実務をやるかというところのチェックでございますから、法令を運用している人が主体となって試験をつくるのはごく自然なのではないかと思うんですけども。

安念専門委員 それは自然です。私が申し上げたのはそういうことではなくて。

富田住宅産業窯業建材課長 だから、形式的な主体論をおっしゃっておられるのであれば、形式ですから、だれが一番、自然な法律上の考え方の流れかということを決めればいだけであって、私はそれを法令上、書いたんだというふうに理解をしておりますが。

白石委員 ちょっと違った角度からの御質問よろしいでしょうか。

先ほど、富田さんが御説明をしてくださった、受験者数が非常に減っていると。これは産業構造の変換が非常に大きな影響をもたらしているということなんですが、やはり受験者数が減っている中で効率的にこの試験を進めていかなければいけないと思うんです。

御説明によりますと、非常に分業制といいますか、まず、協議会から工学会に委託して、それがまた都道府県に返ってきている。ここに、都道府県が最大効率的に行っているということなんですが、この分業によって非常に目に見えないコストが発生をしていると思うんです。都道府県の職員や施設を活用する、これもコストの中に入っていると思うんです。ここが民間委託することによって、受験料の上昇を招く可能性がある。どうも、この文脈が繋がっていかないんですけども、ここを少し補足的に御説明をいただけますでしょうか。

富田住宅産業窯業建材課長 済みません。それでは、私の方から悩みを申し上げれば、結局、試験の行為を都道府県に割っているわけです。ところが、先ほど申し上げたように、全体で 1,000 名です。一番多いところで、北海道で 100 名。少ないところだと、10 名を割っているところがあります。5 名云々なんていうところもあるわけです。それでも、やはり法律上義務づけられている制度ですから、試験行為はどこかでやらなければいけない。各自治体ごとにやらなければいけないということに一応、運用としてはしていますから、そうすると、その部分を取って民間移管をしましょうと。それでは、5 名のために民間移管をするのかと。制度論として、それをやるのかと。それでは、年によってないときがある、どうするんだと。

つまり、例えば悪いかもしれませんが、やはり地域における人たちの便宜という

か、そういったものをどの程度配慮していくのかと。いや、そんなものいいではないか、ブロックで1か所やって、そこで数を集めてやればいいのではないかという議論は勿論あり得ると思います。ただ、砂利採取業というのは極めて地域性の強い業態ですから、やはり地域ごとにいろんな実情もございまして、そういったことを配慮しながらやってきているというのが現状でございます。これははっきり言って悩みでございます。

だから、試験問題は勿論、全国共通でつくればいいと。だけれども、それでは全国1か所に全部集めてやるかということ、それは民間移管をすればと考えれば、やはり、そのぐらいのスケールがないと実際難しいと思うんです。

白石委員 済みません、追加的に。

もし、そこで、例えば全国にネットワークを持っているようなところに委託をすれば、5人だったら5人なりの会場を借りるとか、そこで効率化を図るような知恵は投入できると思うんです。5人のために都道府県の職員が動かざるを得ないという、ここに目に見えないコストがあるのではないかという御質問なんです。

富田住宅産業窯業建材課長 そういふところがあればという前提ですね。それでは、どこがそういうことをやってくれるのかという問題になると思うんです。

鈴木主査 そういふ議論はいつも出てくるのだが、門を閉じておいたらどこも出てこないですね。だから、門を開けて、やってよろしいですよということを言った瞬間から絶対にいないという事がどうして言えるのかという問題が起こってくるわけで。

富田住宅産業窯業建材課長 先ほど申し上げたように、アウトソーシングができないと私どもも申し上げているわけではないわけです。できるなら、そこはやるんです。私はやっていいと思います。

法律上の形式論は別です。先ほど申し上げたように、やはり形式的には、法律としてはそういう構成を取るのが一番自然だと思いますから、それはそれでいいと思う。ただ、実務について民間移管をするというのができないと私たちは言っているわけではないので、やれるだけの有効な方法があれば我々としては考えていきたい。これが我々の立場です。

鈴木主査 それでは、聞くけれども、さっき、私どもは部分的にやるというのは余り意味がないから、やるのだったら包括的にやっしまえというのが基本的な考え方なのだが、それは法令の解釈上ちょっと難しいと言って高圧ガスの例を挙げましたね。だが、これに書いていないからというので全部または一部を否定するというふうに問題を考えるのが、そもそも法律は予想していなかったから書いていなかっただけのことで、だから、高圧ガスには一部または全部と書いてあるからできるけれども、この法律には書いていないからとおっしゃったが、それはこの法律の当然読みをやったって構わないし、もし、そういうことはできないと言うなら、この法律の中に一部または全部という高圧ガスと同じような規定を入れれば済む話ですね。それに対してはどうなのですか。

富田住宅産業窯業建材課長 私は立場ではないので、高圧ガス保安法の議論をここで余りやってもしょうがないのかもしれませんが、ただ、一般論としては民間移管する

場合に試験法人というんですか、指定試験法人というようなものを定めて、完全に行為について一切、国の関与を及ぼさないという制度設計には結果論としてはなかなかできなくて、だから、指定試験機関のようなものを設定して、そこに一定の国なり都道府県の公的なコントロールを最低限及ぼしつつ、民間活力をできるだけ生かしましょうというのが多分、実務上の民間移管の姿だと思うんですけれども、それでは、砂利の世界で指定試験機関たる体制を持てるような組織というのが現実論として想定できるのかということになると、それでは、今、ないからわざわざつくりましょうというのはまたまた本末転倒でありますので。

鈴木主査 そこはあなた発想であって、私どもは幾つかの試験を審議しているけれども、そうしたら、1,000人しか受けない試験があるかもしれないが、次の採石では3,000人受けるかもしれない。そのほかの試験も民間開放されたら、それを合わせれば一つのビジネスになり得るという事を考えればよいのであって、個々の視点だけで問題を考える必要はない。

富田住宅産業窯業建材課長 勿論、一般論としてみればおっしゃるとおりだと思うんです。だけれども。

鈴木主査 要するに、我々は門戸を開いてくれればよいのであって、入ってくるか入ってこないかということはそれから後の問題なのです。

富田住宅産業窯業建材課長 閉ざしているわけでは必ずしもなくて、例えば、この試験の運用のところだって民間移管をして、そこにやらせるということだって、それは考え方としてあるわけです。

ただ、問題として、それでは指定試験機関のようなものを想定したときに、これは年々、受験者が減っていて、ピークから見れば半分になり、これから、まだ増えるんですか。全く想定し難いわけです。これに試験の方に。

鈴木主査 だから、採石が増えているから、午前中は砂利の試験をやって、午後は採石の試験をやって、それを一つの包括的に受託を受けた会社がやればよいというふうに工夫すればいい話だと思う。

安念専門委員 わかりました。一つひとつについて言えば、それはそうかもしれないが、つまり、こういうことでしょうか。民間に移管して、民間でそれなりにペイする、全然補助金なしでペイすることは別問題だけれども、とにかくビジネスとしてペイするためには、今のようなやり方でペイするはずがないわけです。5人や10人のための試験場を設定するなんていうことはできるはずがないような。

そこで問題は、しかし、そういうのを今、やっているということは、幾らただで貸していますといったって、そこは社会的なコストが発生している、納税者が負担しているわけですから、だれが負担するかが問題です。それは、本来は受益者が負担すべきなんです。だって、自分のビジネスとして試験を受けるんだから。そういう人が負担しないで、納税者が負担しているだけの話で、それをただということではできないわけです。問題は、普通

に負担をさせればいいではないですか。

となると、ブロック制にして、そんなに小分けした試験場にはできない。そういう体制を組めるようにすればいいという話だと思うんです。

恐らく、富田課長のお立場からすれば、いや、それは今、自治事務になっているんだから、私の口から言えないということではないかと拝察するんです。

ですから、都道府県知事が行うというのも、都道府県知事が最後の判こをつくってということだと考えればいいだけであって、何も今のような試験体制を組まなければならない必然性は何もないですね。別にブロックごとに、確かに私も北海道の出身だから、北海道の砂利屋に向かって東京に来てくれと、それは幾らなんでも酷かもしれないが、しかし、これだけ交通が発達して、ちょっと車で1時間か2時間で、そこかしこに高速道路あるんだから、それは十分できる話でしょう。だから、それは体制を組めばいいだけのことではないんでしょうか。

富田住宅産業窯業建材課長 できるかできないかという議論をすれば、それは絶対できないはずはないんですけども、ただ、それはやはり、それぞれの試験を受けるための、そういう試験を受ける方の便宜とか、そういったことを全く無視して言っていることではないと。だから、それはどこかのバランスがあるんだろうと思うんです。

それから、もう一つ、先ほど来出ている話で、何かもう少しまとめて効率的にできないのかということだと思うんです。それでは、指定試験機関みたいなものをつくるならつくれと。ただ、砂利だけで1個つくれと言われても、それははっきり言って無理だと私は思うんです。

だから、例えば類似の試験制度を全部束ねてしまえと。要するに、ロットが相当確保できるような制度を全体としてつくった上で、それでは、それをちょっとビジネスで考えようというのだったら、私は実効的だと思うんですけども、今のようにそれぞれの法律で全部短冊になっているところ、1個1個を民営化しろといったって、それは先ほど申し上げているように、この試験ビジネス一つ考えても、これから試験の受験者の数が3倍になっていくような展望のあるマーケットならいいですけども、そういう見通しが全く持てないようなところでやってくれよと言われてたって、それはだれもやってくれなかったらどうするんですか。

鈴木主査 それはもうわかる結論だから、それが、霞ヶ関の縦割の変わり身の悪さなのです。だから、その問題も含めて問題を考えていこうとしている。

それから、さっきちょっと言われたけれども、民間に包括的に委託したからといっても全くフリーで勝手にしてくれというわけではないのです。包括委託契約というのがあるわけです。その包括委託契約の中で、こういう内容でやってくれ、こういう点についてはチェックをいたしますという事を入れればよい話です。例えば値段の問題でも、これぐらいのものを、プライスカップというものを付けさせてくれと。いやだったら、あなたは担当にならないでくださいという契約をすればよいのだから、当然、国が全く放置したまま

という議論は到底成り立たないということ、これも理解しておいてもらいたいです。

白石委員 最後に1行お書きいただいている、「民間開放の拡大の検討に当たっては、都道府県の意向を踏まえる必要がある」。問題の適正化に関しては、先ほど、実務者が入っていらっしゃるということで余り問題ないと思うんですが、これだけ受験者数が減ってくると、都道府県というのはむしろ民間開放を歓迎する意向があるのではないかと思います、これについてはどのようなお考えをお持ちですか。

富田住宅産業窯業建材課長 私どももこういう問題が発生して以来、都道府県には、正式にというわけにはなかなかいかないですけれども、個別にいろいろな感じを聞いております。

それで、これまたぶっちゃけた話、申し上げますと、平成12年度に制度ができています。それで、彼らは手探りで制度をどうやってつくったらいんだというところから始めて、ようやく今年辺りから、その形が整ったというのが正直なところでございまして、この人たちから見ると、また何か制度を変えなければいけないのと。これだけ汗かいて、一生懸命、この制度を設計して、その体制もつくって、ネットワークつくってやるだけでも、それは簡単ではないです。確かにそこはわかります。それをまた、試験制度がこうやって確立して、何年も前からずっとやっていることだったらともかく、この1~2年によろやく確立したものですから、それをまた変えるんですかということについての抵抗感というのは、担当者というか、やっている人たちには非常に強いです。

他方で、それでは絶対民間に移管できないかという、それはそこまで硬直的に考えているわけではなくて、それはそういう方法もあるかもしれません。世の中、ほかの試験制度でも民間に移管されている例もあるし、それは論理的に絶対できないという話ではないと。これは我々とも同じ立場です。

ただ、それでは実際にどうやったら具体的にこういう非常に地域ごとにある零細な試験実態になっているところで、民間にうまく移管できるような方法があるのかというところで皆さん立ちどまっているというのが現状だと思います。

安念専門委員 実は、そうおっしゃっていただけると、実を言えば、この会議にしては奇妙に広範な一致点を見出したという感じがするんです。

つまり、第1は、勿論、お役所の方に民間でやる人を見つけてきてくださいなんていうことを申し上げているわけでは勿論なくて、それを開放できると。もし、手を挙げる人がいればやらせてもいいという、まず、そういう仕組みをつくるというのが第1だと思っております。

次に、先ほど課長自身がおっしゃったように、まずはロットを大きくして、その試験のやり方を合理化しないことには、全く紙の上では民間が参入するといったってできるはずないわけですから、その点は本当に考えなければいけないことなので、その点については当会議とも協同歩調を取って研究していただけないかと期待するんですが。

富田住宅産業窯業建材課長 申し上げたいのは、我々だけが検討したってロットを大き

くするという事はできないわけで、まさに全体をごらんになって研究をしておられる皆さん方の知恵を生かしていただいて、これは一つにまとめたらいいではないかというようなよい知恵があれば是非、我々も前向きに検討したいと。

鈴木主査 それはこちらも考えるけれども、あなたの方が主体的に考えるべき問題ですよ。

白石委員 今回の富田課長の御発言は、制度設計いかんによっては民間開放を阻む気はないと、こうした力強い御発言だったというふうに認識いたします。

富田住宅産業窯業建材課長 そんなに力強くはないと思います。

白石委員 済みません、そろそろお時間でございますので、特段、これだけはというようなことがなければ。

安念専門委員 ですから、今、ロットを大きくするので3つ4つ束ねる御提案を是非、試案をちょうだいできれば大変ハッピーですけれども。

富田住宅産業窯業建材課長 我々の検討できる範囲というのは限られておりますので。

安念専門委員 いいえ、そんな御謙遜なく。

鈴木主査 あなたは砂利だけですか。

富田住宅産業窯業建材課長 はい。

鈴木主査 そこら辺も余り細かく分けるから、そういう話になってしまうのです。

安念専門委員 そういうものでしょうね。霞ヶ関の仁義がそういうものなので。

白石委員 是非、次の採石の方とかと一緒に考えたいと思います。

長時間ありがとうございました。

(経済産業省製造産業局関係者退室)

(経済産業省資源エネルギー庁関係者入室)

白石委員 おはようございます。それでは、第2番目の「採石業務管理者試験」のことについてのヒアリングに移らせていただきたいと思いますと思いますが、こちらから質問を投げかけさせていただいていると思いますが、それ以前に、採石業務に関して少し制度の話とか一連の事務手続について御説明をいただいた上で、質問に対する御回答を7～8分以内でお願いしたいと思います。残りの20分程度を質疑に充てさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

柏葉採石対策官 鉱物資源課で採石対策官をやっております柏葉と申します。ちょっと砂利と関係がございましたので、後ろの方で話を聞かせていただきました。

お手元に6ページものの資料を配布してございます。まず、採石の概要がわかるのが4ページ目をお開きください。

「採石業務管理者試験創設の経緯等」ということで、昭和46年に採石法を改正して、業務管理者制度を創設いたしました。

昭和47年度に第1回の試験を行って、昨年の平成15年度で32回に約十二万人が受験し、約四万人が合格いたしております。合格率は、約三〇%でございます。

1回目の受験者数は1万9,000人と多かったのですけれども、第5回目から約四千人。ここ10年間は2,500人から1,600人という形で推移しております。

平成15年度の受験者数は1,650人ということで、これは過去最小の人数になってございます。一応、47都道府県で割ると大体35人で、最大が岐阜県の89人、和歌山県5人、千葉県2人、沖縄県1人という形で、いろいろと各県によって事情が異なります。

採石業者の数はどのくらいありますかという、約三千の事業所がありまして、採取場は約四千ございます。1事業者が複数掘っているところもございます。

従業員が約三万人。岩石の採取量は5億6,000万トン。平成2年の7億トンというのが最大でございます。

平成11年の地方分権一括法の制定によって、機関委任事務というものが平成12年4月から自治事務化いたしました。それにより業務管理者試験は各都道府県が実施してございます。まさに業務管理者は災害防止に努めるという職責を持っております。平成14年の災害発生件数は25件ございます。汚濁水の流出とか、土地の陥没等でございます。

ちなみに、昭和46年は約二百五十件ございましたので、10分の1ぐらいに発生件数は減っております。最大は、この試験制度の2年目の昭和48年の約三百五十件というのが一番大きな件数でございました。

前のページに戻っていただきまして3ページ目でございますけれども、試験の手続という形で業務管理者の役割が1点目で書いてございます。

2点目は、業務管理者の試験は県知事が行う。合格証も県知事が交付するという形でございます。

試験のフローといたしましては、砂利と同じように骨材資源工学会に試験問題の作成を委託してございます。受験料は8,000円という形になってございます。

各都道府県で一斉に試験を実施しておりまして、採石の場合は10月の第2金曜日ということで統一しております。今年は10月8日金曜日の10時から12時という形で試験をしてございます。

この試験に合格した方が採石業務管理者として業務を行いまして、まさに採石を行うときに必ず必要な人という形になっております。また、採取計画の作成、これは事業計画の作成ですけれども、そういうものに携わってございます。

1ページに戻っていただきたいと思えます。これが調査票で、私どもに来たものに答えております。「1.名称」「2.根拠法令」「3.実施主体」は先に述べました。

「4.従事者数」ですけれども、各都道府県とも本試験に係る専任の職員はおりません。業務量としてどのくらいなんですかというのは、試験委員会の会長県が大分県でございまして、各県にすべて聞くことができませんでした。それで、ちょっと定量的なバックボーンもございませんが、どのくらいかという大まかなことを大分県に聞いたところ、10分の1程度の業務量になっておりますということです。

「5.予算額」については615万、骨材資源工学会に試験問題の作成についての委託契

約を行っております。

「6．事業の内容」については、岩石の採取に伴う災害の防止のために置く業務管理者の適性を判断するものです。

「7．民間移管の具体的内容」ですけれども、試験問題の作成は、都道府県採石法連絡協議会というのをごさいますして、そこから骨材資源工学会に委託してごさいます。法令問題につきましては、都道府県の職員で構成する法令部会というところで作成し、技術的な問題というものについては極めて難しいところをごさいますので、骨材資源工学会の学識経験者の方に委託してごさいます。

例えば、採石場を行う場合には採石場の測量から始まって、どのように掘るのか。掘ったものをどのように砕くのか。そこで電気機械はどうかとか、最後に植林をして緑化するというところまでの、今回は8名ですけれども、その先生方を集まって頂き、具体的な問題を作成してごさいます。

2ページ目のところに、「8．更なる民間開放についての見解」ということを書いてごさいます。

まず、1点目につきましては、昭和47年に試験が始まって、現在は都道府県採石法連絡協議会において効率的に試験を実施しておりますということを書いております。

2点目といたしましては、都道府県が試験を実施するということは毎年やってごさいますけれども、都道府県において受験者に対して受験機会をちゃんと設けているということと、試験場の確保、試験事務の安価な提供、受験料を安価にしているという形で、そこは極めて合理的な試験がやられていると考えております。

3点目ですけれども、試験問題で、まさに技術的なところは学識経験者の知見をどうしても必要といたしますので、学識経験者に頼っているところをごさいます。法規問題については採石法を十分に理解をしているということと、現状、採石においてどのような課題がおのこのところ出ているのかという実態を把握して、なおかつ、業務管理者というのは災害の原因とか対策を負うということですので、そういう人のための試験問題をつくるということは、やはり都道府県の関与が必要不可欠と考えております。

「一方」のフレームに入りますけれども、仮に本試験を民間開放した場合でも必ず試験問題の作成過程では都道府県の関与が不可欠と考えております。現在、試験問題については砂利と同じですけれども、骨材学会の方に試験問題の運営とか事務処理、問題の作成等委託しており、民間に委託しているという体系でごさいます。

4点目として、採石法の十分な法的・技術的課題の把握に関しては、やはり採石法の運用を日常業務として行っている都道府県以外に、今、我々が考えた段階では適切な民間組織はないのではないかと考えております。例えば、何らかのマニュアルとかガイドラインを作成するという一つの考え方がごさいますけれども、ただマニュアル、ガイドラインをつくってもなかなか試験内容の適切な水準の確保というのは難しいのかなとも思っております。

5.として、以上、総括的に申し上げますと、都道府県に制限していることは合理的かつ適切であると考えておりますけれども、例えば、問題の作成以外にも受験の申込手続とか、答案用紙の印刷、試験会場の設営とか、そういうものに対しては民間開放をする可能性はあると思っております。

これから砂利ではなくて採石の方の採取量が伸びるのではないかという話がございますが、実は採石も7億トンから5億6,000万という形で採取量が減っており、受験者数もどんどん減っているという状況の中で、毎年受験機会を、受けない人に提供するということを考えると、まさに、今、県が協議会をつくりながらやっているのがまさに最適な形と考えております。

以上でございます。

白石委員 ありがとうございます。それでは、御質問を受けさせていただきたいと思えます。

各都道府県とも本試験のための専任職員はいないということなんですが、例えば地方公務員の中のローテーションの中でこの試験を地方自治体で実施して、12年からもう3年経っているわけです。それで、ある日赴任をしてきた新しい人でも、こういうものには対応できるということですね、専任職員がないということは。

柏葉採石対策官 はい。実は、今年の会長県は大分県で、去年は秋田県が会長県でございました。その中で、各県が各ブロックごとに試験の委員を選出して、ただし、それは採石場を実際に見て、採取計画を認可して、それで指示をして、悪いところを直しなさいとすることができる人が集まって、その試験の委員会の構成はしております。

会長県は毎年替わります。試験問題の作成委員も毎年替わります。ということは、臨機応変にやっている面はございます。

白石委員 それでは、民間委託が可能になって、今までのようにきちんと持ち回りで、この県が代表であるということを決めれば、今の同等の手続といいますか、内容は担保できるという理解でよろしいですね。

柏葉採石対策官 はい。

白石委員 それと、コストみたいなバックデータをお持ちではないということなんですけれども、各都道府県で受験数、平均35人ぐらいですか。この処理に対して1人が、40代ぐらいの人がどれぐらいの日、よくこれをシンクタンクなどで計算するんですけども、試験場の手配とか、受験受付という、何人日ぐらい働くのかというのを、後で結構でするので、教えていただけませんかでしょうか。

柏葉採石対策官 わかりました。

安念専門委員 既に砂利の方をお聞きだったから、私の言うネタなんかはおわかりだと思えますが、要するに試験がきちんとしていなければいけない。それはそのとおりなんですけど、そのことは法令上、都道府県知事が実施するかどうかの問題ではなくて、要するに、それだけの問題を出せる人が確保できるかどうかということだろうと思うんです。

そうしますと、それは法令上、だれが主体にならなければならぬという問題ではもともとないはずであって、どっちみち、だれに試験をさせたって専門的な知識のある人を出題者として雇ってくるだけの話ではないかと思うんです。それでいいのではないのでしょうか。

柏葉採石対策官 だれが問題をつくっても、専門的なものを持っていない人が試験問題をつくるということはないと思います。ただ、47都道府県がばらばらに各県が試験をやるというところに民間が参入した場合は結構難しいところがあると思います。例えば1人受験の県があったりいたしますし、また、それを大ぐりのブロックで東北地区とか関東地区とした場合、または受験者ですけれども、今まで県の県庁所在地とかで受ければよかったものが遠くまで行かないとだめだという形になるというところで、受験者の負担というのが増えるのかなというのはちょっと心配はします。

安念専門委員 それは先ほど申し上げたことと実は同じことですが、基本的に自分のビジネスのためにやるものは自分で負担するのは、私は当然ではないかと思うんです。

民間が実際に手を挙げて参入するかどうかはやってみなければわからないことですが、今のようにだんだん受験者の絶対数が減っている中で、全都道府県で行うというやり方をやりなさいと言え、それはできないに決まっている話ですね。だとすると、別にそれにこだわる必要はもうないはず。

それで、今、安価にとおっしゃるけれども、例えば受験者なら3人とか5人とかしかいないところで、専任の職員はいないといっても、それなりにマンパワーを提供し、場所も提供しているのは、それはやはり納税者はそれなりのコストを負担しているわけですね。それよりもやはり、受益者に負担をさせるのが私は当然であると思うんですが、いかがでしょうか。

柏葉採石対策官 受益者負担の下でやるのは適切だと思うんですけれども、その受験料というのが10万とかそういう形になったら、またおかしな話にもなるのかなと思うんですけれども、そこまでなるかならないかというのはまた試算してみないとわかりませんけれども。

鈴木主査 後ろで聞いておられたのならお分かりだと思うが、さっきの議論だけれども、委託をする場合には包括的、つまり一連のプランニングから始まって、試験も含み、合格者の決定までに至るまでのところを民間委託してもらうのが一番すっきりしていますね。ぶつ切りというのではなくて。

柏葉採石対策官 ぶつ切りの場合、どこまで委託するのかまた調整のための費用がかかると思います。

鈴木主査 そこで、その包括的な委託を妨げる何らかの法令的な根拠、あるいは解釈上の根拠があるのか。さっき、砂利では言っておられましたね。包括的にはちょっと無理ではないかと。高压ガスの例を引いて。それに対してはどう思われますか。

柏葉採石対策官 包括的なものを拒否するというものは何もございません。

鈴木主査 あなたの方が優良回答をくださいます。

柏葉採石対策官 包括的なものを拒否できるものというのはございませんけれども、ただ、本当に包括的、また、前回の砂利と同じ議論になるかもしれませんが、そこまで本当にやれるところがどのくらいあるのかというところが。

鈴木主査 それが、前回と同じだけれども、御心配なさるなど。そちら側が門戸を開けばよいだけだから。

白石委員 受験料の発生というのは、これは何を目途に決められた金額なんですか。

柏葉採石対策官 何を目途というのは多分、かかる経費に対応しているものだと思います。実は、1回目の試験料は1,300円でした。その後、多分、いろんな試験と同じような額で動いてきていると思います。突出した額ではございませんし、極めて低い額という形でもございません。

白石委員 この中には、先ほど御説明いただいた安価な試験場の確保とか、公務員が労働を提供しているという部分が入ってきていると思うんですが、間接経費で見るとか、直接経費で見るとかという部分でかなり算定は違ってくると思うんです。これについては、どのようにお考えですか。

見えないコスト、先ほど安念先生がおっしゃったように、税で負担されている、住民が負担している部分のコストがこの中に入ってきて、その8,000円という金額になっているのではないかと思うんですが。

柏葉採石対策官 まさにそうだと思います。確かに、現実問題として、試験をどのようにしているかということ、平日の金曜日ですけれども、そこは各県の会議室をお借りするという形でやってございます。

安念専門委員 また先ほどのお話ですけれども、試験のロットを大きくして併合するというような御発言、勿論、問題が同じになるという意味ではありませんけれども、また、それは対策官のお口から、いえ、それは我々の中立セクションではというふうにおっしゃるのが模範回答でしようけれども、しかし、どうも同じ学会に投げているんなら、同じものにして一本化すればいいだけのことではないかと思うんですが。

柏葉採石対策官 それはいろいろと、縦割だというものすごい御指摘でございますけれども、そこは一つ考えていかなければだめだということも思っております。

白石委員 資格制度としてお一人の方が砂利と採石、両方持っていらっしゃる割合というのは高いわけですか。何をもちて高いかはちょっと難しいところだと思います。

柏葉採石対策官 それは県の方ですか。

白石委員 いや、個人として受けられる方として。

柏葉採石対策官 砂利の方は、業者数からいけば私どもよりも多いはずですよ。それと、従業員が私どもの半分ぐらいの1万5,000人ぐらいだと思います。

ただ、何回も言うように、砂利の方から話しがありましたけれども、今、川砂利とか海砂利とかが規制がかかっていますので、それで採石で山で掘ってきた石を砕いて、砂利のような形にする、ですから、採石は結構、まだはやっているといいですけども、やはり

公共事業がないですから、採取量はずんずん下がっております。ただ、砂利も採石も法律の考え方はほとんど似ております。

鈴木主査 質問は、同じ人が砂利、採石の2つの資格を持っている人が結構いるのですかという質問です。

柏葉採石対策官 砂利と採石は、先ほど富田課長の説明がございましたけれども、30センチの径で分けておりますから、全然違います。採石は採石で、砂利は砂利で、分かれております。

白石委員 建設事業者さんとしてお仕事をされる上で、複数の資格を取られる方もいらっしゃると思うんです。集合で考えていただくとわかるんですが、これが砂利の資格を持っている人、こちらが採石の資格を持っている、この真ん中の共通集合というんですか。この部分の人たちは、両方の母数を合わせた部分の何割ぐらいなのか。つまり、私が2つの資格を持っていれば、それは全体の何割ぐらいなのかという数字はないですか。両方とも持っているとより有効に働く資格なのであれば。

柏葉採石対策官 そういうことは一切ありません。

白石委員 1人が2つの資格を持っていることは全くない。

柏葉採石対策官 はい。

鈴木主査 だけれども、砂利採石業という業者がいるのではないですか。そうしたら、そこに雇われておる人は2つ持っておったら、両方できる。

柏葉採石対策官 それは法律で、砂利法と採石法で分かれておりますから、そこで同じところで砂利も掘り、採石も掘りというのはないです。

鈴木主査 町を通ると砂利採石業なんていうのはないのですか。

柏葉採石対策官 それは多分、そういううたい文句で勝負をしている会社があるのかもしれないですが、きっちり分かれております。

白石委員 何かおかしいですね。

鈴木主査 しかも、採石を砕いて砂利にするということもあるのでしょうか。

白石委員 だから、そういうものはやはりコストの問題と一緒に、利用者への対応というのを考えれば実際、2つ資格を取得していらっしゃる方がいれば試験制度一緒にして、1日に2つの試験を受けられるなんていうのはとても便利な話ですね。そういう観点からの御質問だったんです。

柏葉採石対策官 それは多分、本当に分かれてはいますが、掘っているところは似通ったところを掘っていますから、採石は山、砂利は川という形ですから、そこは一緒にしてロットを大きくするという意味であれば一つ考えられる方策だと思います。

安念専門委員 なければ、調べようがないことであればそれで結構なんですけれども、今の二重資格者といいましょうか、両方の資格を持っている人がもしわかれば教えていただけませんか。もし、わかればです。それこそ、それも縦割で、それは属人的なものだから調べようがないということであれば、勿論、それはそれで結構なんですけれども。

柏葉採石対策官 全国調査かけるのは結構難しいので、ある県でどうかということをやってみる方が考えられます。

安念専門委員 よろしくお願いいたします。

あと、当会議ではやはり、ロットを大きくして民間開放を可能な体制に持っていくという点ではかなり共通の地盤に立っているような気がいたしますので、その点は今後とも、ともに研究できるのではないかという印象でございますが、いかがでございましょうか。

柏葉採石対策官 別に我々は閉ざされた考え方を持っておりませんので、一步一步前に進むという形であれば一緒にやっていくべきだと思っております。

白石委員 鈴木さん、何か。

鈴木主査 さっき、砂利の方では都道府県ではそれぞれでやっているのでは数が少なくなっているというので、広域的に一緒になってやるというようなことをおっしゃいましたが、採石の方はまだそこまでは行ってないわけですか。必ず都道府県でやっているのですか。それとも、例えばある複数の県が組んで、どこそこでやるというふうに行っているのですか、今の段階で。

柏葉採石対策官 県です。

鈴木主査 県単位でまだやっているわけですね。

安念専門委員 事業者の規模というのは、やはり、先ほどお示ししていただいたのでは業者数が3,000で、働いている人が3万というんだから、1事業所平均10人というのは大変零細、平均すればそうなりますけれども、全体としてもやはり零細な業者が多いというふうに考えてよろしいんですか。

柏葉採石対策官 零細な業者がほとんどでございます。何十人と抱えている企業というのは、ほんの10%もありません。

安念専門委員 その幾つも、例えば10とか20とかいう採石場を持って事業展開しているなんていう事業者はほとんどありませんのですか。

柏葉採石対策官 ありません。

安念専門委員 わかりました。

鈴木主査 何で経産省の中で砂利と採石、海と山のものは違うとさっきおっしゃったけれども、とは言うが、石を砕いて砂利にもするというお話もあった。似たような親戚みたいなものだけれども、なぜ経産省で課を分けて管理しているのですか。局は同じですね。

柏葉採石対策官 局は同じでございます。

鈴木主査 でも、どうしてですか。

柏葉採石対策官 うちが資源エネルギー庁で、向こうは製造産業局で。

鈴木主査 局まで変わっている。つまり、親元まで変わっているわけですか。それは自然発生的にそういうことになってしまっているわけですか。

柏葉採石対策官 一応、山を掘るというものについては、例えば鉱山がございます。石灰石鉱山とか、そういうものについては資源エネルギー庁で一元的に見ておまして、基

本的に製品ではなくて山を掘るという技術的なものについては資工庁の方が持っておったので、その資工庁でやっております。

鈴木主査 それで、採石もその中の流れの一番端っこか、先端の方が、いずれにせよ山組に入っているわけですね。

柏葉採石対策官 上流部門です。それで、後は製品部門の方は下流部門でいろいろまた部署が出てきますけれども。

安念専門委員 ということは、もともとは採石法というのは石材というか、石を切った、その石を使うという発想だったんですか。昔から砕くという、山から出るという発想で。

柏葉採石対策官 採石という字は砕くという字ではなくて、採るというてへんなんです。それで、砕く方は製品の方ですから、私どものところではなくて、あくまでも私どもはてへんの採る方でございます。

安念専門委員 そういう仕切りですね。それでわかりました。

白石委員 長時間ありがとうございました。それでは、お願いしたデータに関しては後日、よろしく願いいたします。

柏葉採石対策官 それで、ちょっと全数調査はかけられない点がございますので、あるところに限った形で対応させていただきます。

白石委員 サンプルで結構でございます。ありがとうございました。

( 経済産業省資源エネルギー庁関係者退室 )

( 経済産業省製造産業局関係者入室 )

白石委員 お疲れ様でございます。それでは、ただいまから「航空工場検査員国家試験」についてのヒアリングに移らせていただきたいと思いますと思いますが、私ども不案内でございますので、この検査員の国家試験に関してどういうものなのか、事務手続について少し教えていただいた上で、こちらから投げかけております質問に対して7～8分程度ぐらいで、恐縮でございますが、御回答いただければと思います。

西本航空機武器宇宙産業課長 それでは、私、航空機武器宇宙産業課の西本でございます。

それから、本日、総括班長の飯田と、それから、実際、この法律を担当してございます鈴木課長補佐を連れてまいりましたので、よろしく願いいたします。

まず、この航空工場検査員の国家試験の目的でございますけれども、航空機といいますと非常に高度な技術の集積であって、かつ、また、安全保障にも関係しているということで、航空機等の製造・修理の方法を規律することによって、航空機生産技術基盤の維持向上を図るということを目的としております。

後ほど詳細を説明いたしますけれども、航空工場検査員は経済産業大臣の権限行使を補助する者として審査事務等に従事するということになっておりまして、現在ではできるかぎり試験の実施に当たっては民間委託をしようということなので、受験票の印刷とか、受験心得の印刷、あるいは合格証の印刷等については外注しておりますけれども

も、これを更にどの程度、民間委託が進められるかということについても、今、検討をしているということでございます。

詳細は、総括班長の方から御説明することにさせていただきます。

飯田課長補佐 飯田でございます。それでは、御説明申し上げたいと思います。

まず、最初に一連の事務手続ということでございますので、ちょっと順番が逆になりますが、資料の2ページ目の「3. 事務手続」というところをごらんいただきたいと思えます。

こちらの方、今、事務手続について御説明いたしますが、御質問ございましたら適宜入れていただければ、詳細については担当の補佐の方からも御説明申し上げたいと思います。まず、(1)でございますが、航空工場検査員国家試験の実施計画というものを作成いたします。

その後、国家試験についての打ち合わせ会議を開催いたしまして、どのような実施計画にするのかとか、試験問題の作成を委員の先生方に依頼したりとか、そういったことの打ち合わせ会議を行います。

その後、試験実施案内の官報掲載。それから、経済産業省ホームページへの掲載。

その後、受験案内、受験願書を印刷・配布。

受験願書の受付。

それから、受験者台帳を作成いたしまして、その後、受験者に対して受験票を印刷して発送をするという手続に入りまして、試験問題の調整および確定。

それから、受験心得の印刷。

国家試験の実施。

このうち、会場を借用したりとかそういう事務手続は別途、これに前後してございます。それから、採点。

それから、航空工場検査員の試験の合否判定会議を、これは試験問題を作成していただいた先生方なんかと一緒に開催いたしまして、それから、合格証書用紙を印刷して、合否の通知発送。それから、試験結果のホームページへの掲載といったような一連の流れになってございます。

順が逆になりますが、このうち、今、私どもが民間委託をしている部分について、まず御説明申し上げますと、「(4) 受験案内及び受験願書の印刷・配布」とございますけれども、このうち、印刷業務については業者さんに委託をさせていただいております。

それから、「(7) の受験票の印刷。こちらについても、印刷業者に委託しております。「(9) 受験心得の印刷」、それから、「(13) 合格証書用紙の印刷」、これらについても印刷業者に委託をしておるところでございます。

流れは、こういったようなことでございます。

(1)と、(8)と、(12)のところにアンダーラインが引いてございまして、この部分、私どもは政策判断が必要ではないかと考えているところございまして、これについては、

これから御説明申し上げたいと思います。

ここまでのところ、よろしゅうございますでしょうか。

白石委員 いかがでしょうか。

安念専門委員 結構でございます。

飯田課長補佐 それでは、ページ戻っていただきまして、1ページ目を御説明申し上げたいと思います。ただいま、私どもの課長の西本の方から概略を御説明申し上げましたが、詳細を御説明いたします。

まず、1番の(1)(2)で書いてございます、これはややお経でございますので、簡単に。

航空機産業というのは先端技術が結集されて、安全保障上も非常に重要な産業だと。航空機というものは現代性において引き続き非常に重要な役割を担っているということでございまして、この航空機についての生産技術基盤の維持・向上を図っていくということが引き続き我が国にとって重要だというふうに考えてございます。

こういった観点から、(3)でございすけれども、経済産業大臣が航空機製造事業法に基づいてさまざまな規制を行っているというところでございすますが、このうち、この法律の規定による検査または製造もしくは修理の方法の認可ということにつきましては、法律第16条というのがございまして、この部分の経済産業大臣の権限につきましては、航空工場検査員にその一部を担わせることができるという規定がございす。

具体的に申し上げますと、法の6条、9条、11条、14条といろいろございすけれども、航空機または航空機用機器、これはいろんなパーツでございすますが、エンジンとかも含めた航空機のいろんなパーツの製造とか、あるいは修理とか、それらを製造とか修理についてどんな方法でやるかということについて経済産業大臣が生産基盤技術の維持・向上に資するかどうかという観点から、こういう方法でやりなさい、あるいはこういう方法でやっいでいいですということを認可しているわけでございますけれども、この認可するにふさわしいかどうかという生産技術上の基準への適合性について経済産業大臣が審査する、そういった事務について航空工場検査員が、その経済産業大臣の権限を一部行使しているということでありまして、これは必ずしも絶対指名して行うとかいうことではなくて、メーカー、事業者の方が経済産業大臣にいちいち審査を持っていくのではなく、自分で自主的に検査をやりたいという場合には、その人を指名して、この人がやってくれてもいいですという法律のスタイルになってございます。

(4)でございすますが、すなわち、航空工場検査員は、経済産業大臣の審査事務の一端を担うという者として、生産技術上の基準に適合しているか否かを、法の目的である航空生産技術の向上に資するかどうかということにかんがみて判断しなければならないわけでありまして、そのために必要な知識及び技能を有しているということを担保するために、その時々航空生産技術の動向を踏まえた試験を実施するというところでございす。

申し上げるまでもなく、航空機の技術については日進月歩でございまして、こちらにつ

いてはサブスタンスとして非常に流動的になってございます。したがって、そのマニュアル化は困難で、少なくとも試験の実施計画、試験問題の作成、それから、合格者の判断というものについては、私どもとしては国の政策判断を伴うものだというふうに考えております。

2 ページ目でございます。

この国家試験というのは、今は航空工場検査員のお話をいたしましたけれども、もう一つ、航空検査技術者というものの資格要件にもなっております。

航空検査技術者というのは何をやる人かと申し上げますと、法 8 条というのがございませけれども、製造または修理された航空機が認可された方法によって製造または修理されたものかどうかと。要するに、認可したとおりちゃんと製造しているかということを確認するという行為です。せっかく認可しても、物が実際そうできていなければいけないわけでございます。そこのところを確認する人なんです、これは多分、平成 11 年に規制改革委員会の方でも御議論をいただいて法改正をやったと思っておりますけれども、それまでもとは通産大臣が自らちゃんと認可された方法でやっているかどうかということを確認していたわけですが、これを航空検査技術者という新しいカテゴリーで、この人たちに実際、確認をしてもらえればいいということで一種、権限をそこに委譲したという形になっておりまして、言葉は適切でないと思っておりますけれども、言ってみれば経済産業大臣の代わりに権限を、認可された方法でやっているかどうかを確認するということでありまして、今までと同様に生産技術の動向についてしっかりとした能力を持っていないかぬということで、試験の実施計画とか、あるいは試験問題の作成とか、合否判定とか、こういったことについては経済産業大臣の代わりにやる人として経済産業大臣がしっかり確認をしたいということでございます。

2 番、法的権限ですけれども、こちらは政令事項になっております。航空工場検査員の国家試験は、毎年少なくとも 1 回、検査員としての職務に必要な知識及び技能について経済産業大臣が行うというふうに、政令の第 3 条で規定されてございます。

3 番は御説明したので、省略させていただきます。

「4 . 政策判断のマニュアル化等による民間開放」。これについては御説明申し上げましたとおり、いろいろ会議の開催とか、こういったところについてはマニュアル化も可能だと思いますが、どんな問題をつくって、要するにどの辺の航空技術について試験問題とするのがふさわしいかといったようなことについては、あるいは合格基準をどの辺に置くかといったようなことについては政策判断が必要だと思っております、それは時々の技術動向によって変わってくるものですから、なかなかマニュアル化は難しいのではないかとこのように考えております。

そのほかの部分につきましては、可能な限り民間委託を行っているところでありまして、先ほども御説明いたしました、3 ページ目、5 . ですけれども、( 1 ) いろんな印刷業務につきまして、あるいは民間施設の借用につきましては、民間委託というものを活用さ

せていただいているところでございます。

「(2) 今後の民間委託の拡大」でございますが、私どもといたしましても、こちらの間報告にあるように、民間事業の委託について進めていきたいと思っております。ただ、実態を申し上げますれば、検査員国家試験受験者数が大体 300 人から 400 人ぐらいと、16 年度、今年度でございますけれども、間もなく 10 月の初めに試験を実施いたしますが、これまでの出願者数が 375 人ということでございまして、基本的にこのぐらいの水準で推移するのかなというふうに考えております。

手数料収入が、大体 170 万円から 300 万円と。16 年度は、3 年に一遍の手数料改定がありまして 300 万円なんですけれども、15 年度の事業予算は大体 170 万円ということでございます。支出実績は、謝金及び旅費が 147 万、会場借料・印刷外注費が 36 万ということでございます。

こういった予算の制約の中ではあるわけでありまして、こういったことの中で適切な民間事業者がいて、こういったことをよりお安くというか、効率的にやっていただけるという部分があれば、政策判断を伴うというもの以外につきましては、外注化をできるだけ、民間委託の活用といったことを進めていきたいというふうには考えているところでございます。

とりあえず、ちょっと短いですが、御説明は以上でございます。

白石委員 ありがとうございます。それでは、早速、質問、意見交換をしてみたいと思います。

安念専門委員 具体的に、どういう方が問題をつくっておられるんですか。

鈴木課長補佐 具体的には、大学の航空科や航空関係の専門家、先生の方とか、あるいは実際に企業の方で製造・修理をやっている責任者の方に御協力いただいて、問題をつくっていただいております。

白石委員 それに関連して、政策判断という言葉がございましたけれども、専門家や実務者によって問題が作成される。先ほど、技術が日進月歩とおっしゃいましたが、例えば役所の方で今の技術や諸外国の状況がどうであるから、問題に対してどういう傾向を踏まえるというようなことを、どなたのレベルで、どのように政策判断をされて、指示をされるのでしょうか。

飯田課長補佐 具体的に申し上げますと、例えば最近でございますと、いろいろ材料技術に関しての進歩がございまして、いろいろアルミニウムを使うだけでなく、繊維を固めた複合材料とか、そういったことについての材料を使うなんていうこともございまして、こういった事柄につきまして、例えば試験問題の中にそういった問題を入れるべきであるとか、あるいはそれを検査するためのいろんな検査技術についての問題を入れるべきとか、そういったことにつきましては私ども、基本的には課内でやっておりますけれども、課内においてこういった問題をつくらうではないか、あるいはそういった問題を先生方につくっていただくということで判断しているところでございます。

白石委員 その課内の職員の方というのは、航空に関する専門技術を持っていらっしゃる方でございますか。

飯田課長補佐 勿論、航空学科を出た人もいますし、それから、私ども、国でございますので、いろんな人たちに意見を聞くことが特にできるわけでございます。それは国土交通省さんとか、あるいは防衛庁さんとか、あるいは大学の先生方とか、いろんな方々と意見交換をしながら、私どもとしてこういった問題をつくっていくかということ判断しているわけでございます。

安念専門委員 事務手続の御説明をいただきましたが、その中の(1)の実施計画というのがございますが、これは公開されているものでございますか。

鈴木課長補佐 これにつきましては、委員会の席上で委員の先生方にこういった実施計画で今年度行いますというようなことでお願いをしている資料でございます。この資料につきましては、特に積極的に公開はしておりませんが、行政文書の一つかと思っております。

安念専門委員 当会議としては拝見したいと申し上げれば、いただけるような性質のものでございますか。

飯田課長補佐 それは後ほど、資料として。

安念専門委員 わかりました。よろしく願いいたします。

その中には今のような、最近の動向を踏まえて、この種の問題、出題をしてもらいたいというようなことも例えば書かれておりますのですか。

西本航空機武器宇宙産業課長 実際に試験問題を作成するところにその委員の方々にお願いして、私自身もその委員の1人として入っているわけですが、その中で最近の技術の動向とかを議論して、そういう中でこういう問題はどうかとか、最近はこうであるというようなことを闘わせて、それで詰めていきますので、そこで十分、そういうことは反映されるというふうに考えております。

白石委員 済みません、細かな話で恐縮なんですけれども、委員、先ほど実務者や学識経験者ということなんですが、何人ぐらいいらっしゃるって、どれぐらいの謝金をお出しになつていらっしゃるんですか。

鈴木課長補佐 謝金については、8,000円です。

白石委員 それは1回出席あたりですか。

鈴木課長補佐 1回出席あたりです。

白石委員 この旅費が計上されているのは、先生の御住所からということですね。

鈴木課長補佐 委員の先生方は、23名でございます。それで、旅費につきましては先生がこの委員会に出席するために、遠隔地の方もございますので、その方の旅費というようなことでございます。

白石委員 この23名というのは、やはり必要最小限の数でしょうか。例えば、材料とか技術とかいろいろな点からこれだけの人数が必要という御判断でしょうか。

鈴木課長補佐 試験種類が13種類ございまして、科目でいきますと40科目ございまして。こういった40科目のものにつきまして、材料とか理論とか、あるいは製造及び修理の方法について試験問題を作成していただいておりますものですから、私どもとしましては、これが一応、最小限の人員かなと思っております。

安念専門委員 率直なところ、試験の実質は要するに試験問題をどうつくるかということですね。その試験問題を、先ほど、まさに課長御説明のように、最新の技術動向を踏まえなければならないのだとすると、率直なところ、官庁内部でできるような話ではもともとないはずであって、結局のところ、全部外部の専門家に委託しなければならないわけですから、それはどうなんですか。

どうしても官庁でグリッパしていなければならぬというところは、もともと非常に少ない。というのは、グリッパしていなければならぬということは言えるとしても、実際にグリッパできませんでしょう。結局、もともと皆さんは基本的にはジェネラリストである方に、専門的な知見はあるはずもないと言っては失礼だけれども、それは悪いという意味ではなくて、もともとそんなことは期待されていないわけだから、外部の専門家に結局のところは実際の仕事の99%は委託しなければいけないのであれば、それを国家で握っていなければいけないという、どういう必然性がありますか。

白石委員 多分、今の安念さんの御質問はこういう例にたとえられるのではないかと思います。西本さんがそこに8,000円をもらって、もしくは西本さんと同等の技術力をお持ちの人が入って、委員の1人として8,000円をもらって、そこで一緒に政策判断をやって、包括的な今回の試験制度を民間に委託するという方法論はいかがかと。これに置き換えることについて、どういうふうにお考えをお持ちでしょうか。政策判断は、それでもできるわけですね。

飯田課長補佐 その議論は実はよくある議論でありまして、例えばいろんな安全規制を国がやっておるわけございまして、必ずしも本当に国が、その分野についてすべてスーパーマンですか、個々の公務員を見ればどうなんだろうという議論はあり得るわけございましてけれども、そこは多分、この国の立法の仕方というか、そういうことから考えても、やはり国はいざとなると、相当いろんな広範囲の専門家を一気に吸収したり、いろんな知識を集めたりすることができる権能を持っている組織である。

あるいは、例えば航空について言いますと、さっき、試験問題の種類が13個あると申しましたけれども、非常に細分化されて、その分野の先生はいるわけですが、それを大勢集めて、それでは、どういった分野に力点を置いて先生を選ぶとか、そういった横串を通すとか、そういった権能につきましては多分、国の権能として想定されているし、実際、我々そういう仕事をしているわけございまして、やはりそれはそういうことなんだと思いますけれども。

白石委員 その政策判断を加えられて、試験問題案として上がってきたものが大幅に変わってしまったというような経緯は過去にあるわけですか。これは最初にこういうスペッ

クでというふうに仕様書みたいなものをお出して、その範囲の中で。

飯田課長補佐 仕様書とか、別に紙を出しているわけではありませんけれども、その打ち合わせをする中で議論をして、どういう問題をつくっていただくか、あるいは今年はこの傾向でいこうかということとは考えておるわけでありませう。

白石委員 どうぞ、お願いします。

鈴木主査 飛行機が一番危ないのだろうけれども、飛行機がどうしてかと。そうしたら、船はどうなのか、自動車はどうなのだ。それに検査員というのが要するのかというような、どこで線を引くのかという疑問はあるけれども。それはそれとして、飯田さん、さっきおっしゃったさらなる拡大をいたしますと。さすがに経産省らしく、さらなる拡大というふうにおっしゃっているのは評価しますが、具体的に何を、戻って3ページの事務手続の中の を打ったのが5つあるけれども、それ以外のアイテムに対して拡大するのか、それとも、このアイテム、今のものを幅広くするのか。要するに、何をさらなる拡大をしていくのかということの具体的な考えを聞かせてください。

飯田課長補佐 正直申し上げまして、この話が来て、依頼を受けてから検討したので、今すぐこういうものだということは、しかも、10月の初めに次の試験をやっている、今、それこそ試験の。

鈴木主査 とりあえずのリップサービスというわけですか。

飯田課長補佐 いえ、そんなことはないです。それはそうですと言ってもいいんですけども、そういうことではなくて、私ども、実際やっております苦勞もあるわけでありませう。

これは全部、自前でやっておる試験でありまして、まさに大臣の権限をとということで、この検査員の人たちを面接をやったり、採用をやったりしているわけではないんですけども、我々が信頼できる人ということですとずっとやっている試験でありまして、ただ、いろいろ会場の設定とか、それから、受験者の受験票のとりまとめとか発送とか、そういったことのあるに付きましても、実際、うちの課で非常に少ない人数でやっていて、そのほかの事務を抱える中で非常に業務が大変なので、もし、むしろ、これからこういう大きな場の中でまた御知見をいただければと思うんですけども、何かそういうのをやるのが得意そうな人とかというのがいて、もっと安くいろいろやっていただけるというようなことであれば、正直言って、多分、こういうことに慣れた人もいると思うんです。そういう段取りを組んだり、試験について会場の、今、全国1会場ですけども、これが全国8会場になるとか、そういうことについてもあれがある人がいると思うので、もし、そういう方がいれば、正直言って、この議論が進んでいく中で事務局の方からも御紹介いただければ、会って相談したりしてやっていきたいというふうには、こっちは考えています。

鈴木主査 わかりましたが、他力本願ではなくて、とにかくこのところの民間活用に努めたいというふうに黒い字で書いてあるのだから、当面のアイデアだというのは聞き流すとして、具体的に考えてください。

それから、もう一つ。この航空機の問題については、委託には包括委託と部分委託があって、今、おたくは部分委託をやっておられるわけですね。ただ、しかし、いろいろな一連の流れの中でそういう仕事というのは相互に関連するから、つまみ食いというのか、これを切り出しての委託ということではなくて、できたら包括的に委託したら、それに越したことはないわけですね。

その包括的な委託に対して、法上それを禁止するというのか、そういう包括的に委託をしてはならないという法上の根拠があるのかないのか、それについての見解を教えてください。

飯田課長補佐 お話としてはわかりますし、そうなんだろう、概念はわかるんですけども、ちょっと検討したことがないので、まだ法律を詰めていないので。

鈴木主査 それでは、後で検討した上で、ペーパーで出してください。

白石委員 ここにお書きになっている事務手続がそのままマニュアルになるような気がするんですけども、ここまで書けるというのは、きちんとこれが知の体系といいますか、きちんと整理されているわけですから、ここに、さっきおっしゃったように、経産省さんの政策判断としての思いをより安いコストで効果が出るように入れていくという手続を考えていただく方がいいのではないのでしょうか。

飯田課長補佐 手続とか、この流れについての包括にする部分なのかは別として、何となく包括でもできそうな気もするんですけども、そういうようなことを委託するということは近い将来あってもいいと思うんですが、その部分部分については、我々の方からこういう問題をつくってねというのをやるプロセスをうまくかんでいければ、それはあり得る話だとは思っていますけれども。

安念専門委員 本当にそう思います。非常に洗練されたマニュアルになっていて、何か民営化のためにわざわざ資料をつくっていただいたような感じさえするんですけども、要するに委託契約の中で、包括的に委託するにしても、文字どおりの白紙になんていうことはあり得ないわけですから、こういうふうによれと。それから、試験委員はこれだけの資格・経験を持った人間を選べということのがっちり縛りをかけていただければ、何かこのままできそうな気もしなくはないくらいに完成度が高いように私は承って、先ほどの砂利や採石に比べると、さすがに随分、洗練されておられるなど。別に、ほめ殺しするつもりはないけれども、そういう印象でございますが。

白石委員 資格試験民間開放第1号、いかがですか。

飯田課長補佐 ただ、繰り返しになりますけれども、アンダーラインを引いた部分をどういうふう到我々の思いを担保できるかということに尽きると思います。

ただ、あと、もう一つは、これは大事な話なんですけれども、正直言いますと、やはり予算の話がございますので、こういう予算の中でより効率的にやっていただける方が見つけられればということです。

安念専門委員 それは問題の全部ではないが、問題の一部は受験料との関係もあります

ね。恐らく、今の受験料は実際にかかっているコストに比べれば非常に安いものになっているはずです。計算をしていないから確たることは申し上げられないが、大変な専門家を集めてやっているわけだから、本当はべらぼうなコストがかかっているわけでしょうね。先ほどの採石や砂利のときにも申し上げたんだけど、確かに国家的な目的があつての試験とはいえ、実際に受験する人はビジネスでやるわけですから、8,000円というような安価でなければならぬという社会的要請があるようには私は思えないのであって、仕事として自分で選択する以上はそれなりのコストを払っていただくという方が私は合理的だと思うんですけれども、ちょっと今は試験の中身からすると安過ぎるという気が、私はいたします。

白石委員 それは1か所でやっているわけですね。交通費払って来て、資格試験パスして、それでやはり、これは競争力のある資格ということなわけでしょう。

西本航空機武器宇宙産業課長 そうです。

白石委員 取ればおいしい資格ですね。

西本航空機武器宇宙産業課長 学生とかも受けることは受けるんです。専門学校とか、航空関係の整備の専門学校が幾つかありますけれども、そういったところから来て、腕試しということもあるんでしょうけれども、受けるとかということもあるので、余りべらぼうな料金は取れないかなというふうには思いますけれども。

鈴木主査 これは参考までにだけけれども、この検査員のやっている仕事の中で、検査と製造と修理は大体、どんな割合になっているのですか。

飯田課長補佐 実際の仕事の中においてということですね。ちょっと、後で調べて。

鈴木主査 それから、同一人物。それは場合によるのでしょうか。同一人物がやる場合もあるし、あるいは検査は検査だけに限定されて、それは場合によるのでしょうか。

西本航空機武器宇宙産業課長 両方あると思います。修明業務をやる人と、検定をやっている人と両方兼ねている場合もありますし、そうでないものもありますので、それは後ほど御説明いたします。

鈴木主査 もし、簡易な資料があつたら、検査に従事する人、製造もしくは修理に従事する人は各どれくらいかというイメージをつかむために示してもらいたい。

白石委員 よろしいでしょうか。

済みません、もうお時間になりましたので。長時間ありがとうございました。

(経済産業省製造産業局関係者退室)

(経済産業省産業技術環境局関係者入室)

白石委員 それでは、前半の部、最後になりまして、お待たせいたしました。ただいまから、「計量士試験」に関するヒアリングを始めさせていただきたいと思いますが、まず、計量士試験とはどういうものか、そして、一連の事務手続を御説明いただいた上で、こちらから御質問状を投げかけさせていただいていると思いますので、それに対する御回答をお願いしたいと思います。時間が7～8分ぐらいしかございませんので、その中で御回

答いただいて、残りを 20 分強程度、質疑に充てさせていただきたいと思います。よろしく  
お願いいたします。

醍醐室長 計量行政室でございます。

それでは、お手元にお配りしております資料の一番最後のページに参考資料ということ  
で、「計量士の概要」について簡単にまとめさせていただいております。

計量法は御存じのように、明治 23 年に度量衡法ができました以降、非常に国民生活に広  
く深く浸透しております。社会経済活動の基盤として非常に定着をしております、この  
計量士につきましては、その制度を担う民間の方ということで規制改革の一翼を担う資格  
だと、私ども思っております。

計量士につきましては、計量法 122 条におきまして、「計量器の検査その他の計量管理を  
的確に行うために必要な知識を有する者」としまして、経済産業大臣が登録をするとい  
う形で定めております。

計量士の業務、ここにたくさん書いてございますが、一言で申しますと、例えばスーパ  
ー等のはかりの定期検査でありますとか、あるいは のところに書いてございますように、  
濃度を計量し、これを業務上他人に証明する事業、例えば産業廃棄物でありますとか、あ  
るいは最近になりますとダイオキシン、これは 1 兆分の 1 の濃度を計量するという  
ことで、簡単に言いますと、東京ドームを水でいっぱいにして、角砂糖を 1 個入れて、その濃度  
がわかるというぐらいの非常に高度な計量の技術でございます。そういう計量証明事業を  
実際に行っている者でございます。特に行政代行的な業務をやっている、それから、こう  
いう公的な証明業務をやっているというのが計量士でございます。

なお書きのところに書いてございますように、計量士になるには 2 つ方法がございます。  
1 つが、計量士試験に合格をして、一定の実務経験を有する方法ともう一つは、独法であ  
ります産業技術総合研究所、ここの教習を受けまして、計量行政審議会にて認定をする  
方法でございます。

下のところに、計量士国家試験の状況を書いてございます。出願者数は、毎年 10% 程度  
ぐらいの伸びで伸びておりますが、約一万三千人弱受けておまして、約一割ぐらいしか  
受からないという非常に難しい試験でございます。

ちなみに、独法の教習の関係は毎年 50 名程度でございますので、試験に比べますと非常  
に少ないということで、基本的には国家試験に合格をしていただくというのが計量士にな  
るための道でございます。

以上が、計量士に関します簡単な御説明でございます。

それから、質問をいただいている事項につきまして簡単に御説明させていただきますと、  
まず、別紙 1 の 1 ページ目を見ていただきたいのですが、この関係で、まず計量士の事務  
の流れということで、飛んで申し訳ございません、5 枚目に横紙でこういう「計量士国家  
試験の流れ」というのがございますので、これにつきまして簡単に御説明します。

計量士につきましては、規則の中で計量士国家試験委員を大臣が任命いたしまして、そ

の委員会を中心に試験問題等をつくってまいります。

主な流れにつきましては、ここに書いてあるとおりでございます。特に試験の全体方針でありますとか、あるいは試験問題の確定、それから、「(独)国立印刷局での試験問題の校正・印刷」と書いてございますが、単なる校正ではなくて、試験委員が約90名弱おりますが、この委員が実際に(独)国立印刷局に行きまして試験問題をちゃんとチェックするというので、かなり厳重な形で試験問題をつくっております。特に、2番目と4番目と6番目と8番目が非常に連動した形になっておりまして、特にここには政策判断がなされる事務というのが非常に大きく詰まっているということでございます。

元に戻っていただきまして、1ページ目でございますが、私どもの計量士に関しましてアウトソースを制限している法令等につきまして御説明をさせていただきます。

今、申し上げましたように、行政に代行いたしました定期検査の実施でありますとか、あるいは質量による取引でありますとか、環境濃度測定におけます計量証明事業、こういうものに不可欠なものでございまして、業務の性格上、非常に幅広い知識を要求されます。当然、計量法の業務もありますし、それから、計量に関する一般的な知識、それから、専門的な知識が求められます。例えば計量士は、一般計量士と環境計量士の2つに分かれておりまして、環境計量士は濃度と、騒音・振動という形で3つの区分に分かれています。環境は、更にその中で、先ほど申しました一般的な環境濃度の計量と、それから、ダイオキシン等の極微量物質ができるようなものということが書かれておりますので、分類上は3つ、実態上は4つの計量士に分類されるというふうに考えていただければと思います。

そういう中で、非常に幅広い分野、あるいは幅広い知識・経験というのが要求される中で、なおかつ、分野ごとに全国で一律でなければならないというのがございます。これは特に計量は非常に国民生活に根づいているということがございますので、一律であることが必要ということで、なおかつ、社会問題で、例えば先ほど申しました極微量物質のダイオキシン類の特定計量証明事業と申しておりますが、平成13年に法律改正をして新たに入れたものでございます。

御承知のように、ダイオキシン問題等、いろいろ問題になっております。そういう中で、常に時代のニーズに合った形で制度を改正していくと。そういう中で、当然のことながら、その中心的役割を果たしていただいている計量士につきましても、その能力というのは変化しておりますので、その時々に応じて要求される能力というのは変わっていくということでございます。

したがって、試験問題の作成から合格者の決定に至るまで、計量士に求められる社会ニーズに対応した形で一定レベルの確保を図るということで、非常に政策的な判断を要する部分が多いというのがございまして、国が主体となって実施することが効率的であり、合理的だというふうに私ども思っております。

4ページ目に、御指摘をいただいておりますように、可能な限りマニュアル化とかガイドライン化をすれば政策的判断の余地があったとしても民間に開放できるのではないかと

いう御指摘がございます。

これにつきましては、今、申し上げましたように、社会要請によりまして変化する計量士の役割に応じまして、実際に問題をつくる国家試験委員、これは約九十名弱ございますが、そういう任命をしなければいけない。それから、問題もつくらなければいけない。それから、問題の難易度に応じまして、当然のことながら、合格ラインというのをある程度調整をしなければいけませんので、それは当然、受験者に不利にならない形で調整をしておりますが、当然のことながら、ケース・バイ・ケースでの政策判断というのが非常に必要とされるということで、非常に一律な対応にはなじまないと私どもは考えております。また、私どもといたしましては政策的な判断が不要な手続、例えば試験案内書の作成でありますとか、あるいは答案用紙の印刷、こういうものにつきましては、可能な限り民間に委託をしております、そういう中で試験の効果的・効率的な実施を損なわないという範囲の中で、民間開放につきましては今後も検討していきたいと私ども、そう考えております。

説明は以上でございます。

白石委員 ありがとうございます。早速、質疑応答に移りたいと思います。いかがでしょうか。

安念専門委員 要するに、一番大切なことは試験の問題をどうつくるかということでございますね。それについては既に、今、御説明がありましたように、結局、外部の専門家につくってもらうというふうに理解してよろしゅうございますか。

醍醐室長 はい。

安念専門委員 そうしますと、そのときに政策判断というのは、結局のところ、つくってもらう試験委員の先生方にこういうことを見落とさないでくれとか、こういう傾向があるので注意してくれとかということを示すということなのではないのでしょうか。

醍醐室長 はい。

安念専門委員 だとすると、最終的なグリップが経産省にあるとしても、包括的に民間に委託することが可能だし、現実問題としてもそうする以外にないという分野ではございませんか。

醍醐室長 そこにつきましては、今、御指摘のありましたように、最終的なところだけグリップをすればいいという、そういう単純な問題と私ども思っておりませんで、実際に計量士試験につきましては、私ども、むしろ一緒に入りまして、私どもも試験問題委員を実際にやっております。実際に一緒に入りまして、議論する中でどういうものやっっていくかということになりますので、単純に外部の委員に全部お任せをするという形にはなっておりません。

今の御指摘からいけば、外部の委員を任命して、秘密保持もかけましてやりますので、それが一般的に民間で契約上の形でやるのとどっちが重いかは、やはり守秘義務等の関係からいいますと、大臣の任命というのは結構重いと思います。

そういう中で、具体的にそれを外部委託と見るかどうかというのが非常に難しいところだと思いますが、ある意味、今でも外部の委員の方を活用した形でやっておりますので、それを私どもは、この表の中では政策的に判断ということで、全部自分たちでやっているということで、この中では整理をしておりますが、実態上、今、御指摘のありましたように、外部の委員の方についての能力をかなり活用した形で、実際上の委員会の全体のセットでありますとか、あるいは、その会議の中で自分たちの政策判断というのを一緒に議論しながら問題をつくっていくという形になっておりますので、逆に民間開放となりますと、どうということが起こるかという、会議のロジとかそういうところだけをやる会社をどこか探してくるという形になりますので、ある意味、余り効率的ではないのではないかと私どもも思っておりますが、ある程度、ぎりぎり詰めていけば外部に出せるものというのはあるかと思えます。

ただ、それは、ある意味、一連でやった方が非常に効率的であり、効果的であるというふうに私どもも思っておりますので、ここの部分を、例えば外部にお願いするという話になりますと、今、申し上げましたように、外部は会議のロジだけやります、委員の任命のところも実際上はだれか決まった方、今はどちらかといいますと、私どもは大学の先生でありますとか、産業技術総合研究所の方とか、いろんな方をお願いをしていますので、実態上はそういう専門的な方をお願いをしなければいけなくなると思っておりますので、そういうところのロジ的な業務だけを仮に民間に開放したとしても、まず受け手もないだろうし、余り効果もないのではないかというふうに思っております。

白石委員 済みません、今の醍醐さんの御発言に関して追加質問なんですが、皆様方にとっては大臣の任命、非常に重いかもしれないんですが、これが機密保持につながるというのは私は幻想ではないかと思うんです。民間に委託した場合も、きちんと契約条項の中に、例えば守秘義務違反があった場合はどうのこうのというような契約をきちんと盛り込むことによってセキュリティーは担保されるのではないかと思います、それが1点。

2点目は、先ほど、最初に御説明いただいたように、試験が2つに分かれているという、研修を受けて審議会で認定と。今、この2つに分かれているのは私、少し非効率ではないかと思うんですが、これが将来的に①試験だけに統合されていく可能性というのは将来的にはあるのかどうか。これが2点目でございます。

醍醐室長 セキュリティーのところにつきましては、先ほど言いましたように、私どもとしてはやはり大臣任命の方があると思っておりますが、御指摘のとおり、契約でもある程度、秘密保持というのは守られるのではないかという御意見も当然、そういうところも正しいと思えます。

2つ目につきましては、やはり計量士になるために、今、先ほど申しましたように、1つが試験、それから、もう一つは、ある程度教習を受けて、実務的なところから入るのがございますので、先ほどの資料に書きましたように、やはり計量士登録数というのは2万4,000人と大変な数のものがございます。それを試験だけという形ではなくて、あ

る程度、ほかの方法でも、実務に関して非常に強い方というのを選ぶというのも方法としてはあってもいいのではないかと。

特に先ほど言いましたように、試験ですと、毎年 1,100 人ぐらいが合格します。片や、認定の関係は 50 名弱でございますので、全体からいくと 5 % にも満たないような認定制度になってございますので、そういうところをある程度、幅を広げるといいますか、そういう間口を広げて、よりよい計量士を確保したいということがございますので、そこにつきましては従来どおりの形で、私どもとしてはやっていきたいというふうに考えております。

白石委員 これも入り口のところで、教習を終了して、そして、審議会で形式的に認定ということなんですが、終了したことによってその人の実務がどれぐらい把握できるかというようなことが、これは定量的にといいますか、試験による場合と比べてわかりにくいわけですね。

醍醐室長 実際上は、認定の場合は計量行政審議会の専門委員がございまして、専門委員が実際に面談をいたしまして、計量の法規でありますとか、あるいは専門分野の化学とか物理とか、そういうものについて全部面接をいたしまして、この人は本当に計量士として適切かどうかというのを実際に見ております。単純に書類だけで審査をするという形を取っておりませんので、しっかりした形で見ているということでございます。

白石委員 それでは、素人感覚で見ますと、②で合格してきた人の方が質が高いというような見方ができると思うのですが、そうではないわけですか。

醍醐室長 これはなかなか難しいんですが、何をもって質が高いというのがなかなか難しいと思いますが、実際に実務経験が相当あって、なおかつ教習を受けてきておられますので、そういう実務的な面ではかなり高いと思います。

逆に言うと、計量士の試験の場合、先ほど言いましたように、1割ぐらいの方しか受からないぐらい非常に難しいことでございますので、例えば物理でありますとか、化学でありますとか、計量管理の概論でありますとか、そういうところは非常に強いと思います。これは計量士もいろんなところで活躍していただいております。はかりの検査をやる方もおいでになりますし、環境計量証明というのもございます。いろいろとございますので、そういう中で、その方がむしろ能力を判断して適切なところに携わっていただくという形になるかと思えます。

白石委員 試験制度が2つあるということは今の御説明で理解をしましたけれども、この計量士の仕事の範囲が非常に煩瑣であると。しかし、この2つの試験のそれぞれ目指すべきところが、どういう計量士を育てていきたいかに私はリンクしていればいいと思ったんですが、そこが少し見えないんです。

かえって、審議会という非効率なと言うとすごく言い方が厳しいですけども、ここで面接をして50名を選ぶというのはすごく社会的なコストをかけているような気がするんですが、ここが少しわからない。これはまた、こればかり突っ込んでいると時間がないので、後日でも結構でございます。

それで、ゴールがあって、方法論があって、それが残っている理由というのが先ほど、実務に強い。実務に強いのであれば、①の試験の中でも実務に強い人を選ぶ方法論というのはあると私は思うんです。幾らでも代替論があるのに、2つの方法論が依然として残っている。ここを少し、後日、御回答をいただければと思います。

鈴木さん、何かないでしょうか。

鈴木主査 この「アウトソースを制限している法令及びその具体的な」云々というのに対して、読んでみると、幅広い、一律、社会性があるから大事だと。だから、合理的理由があるというふうに解釈されて、その後ずっと法律を並べておられるから、さっきからこれを、「アウトソースを制限している」という明文の規定があるのかと思って見ておると、そんなものはない。

試験問題についてもそれは外へ出してもよいというのと、いや、これはどうしても自分のところでやるのだという二手に分かれるのですが、あなたの方はどうも後者の方に属する感じが、さっきからしながら聞いていました。要するに、そういうことで合理的だと思うから、計量指針にこういうふう書いてあるから、だからそれが根拠だと言っているだけで、別に明文の根拠があるわけでもないんですね。あるのですか。多分、こういうものは国でやらなくてはいけないというふうに自分で解釈しているだけと違いますかということを知っているのです。

醍醐室長 そこは、一番最初に申し上げましたように、計量法は非常に幅広い、国民生活に絡みますので、そこにつきましてはかなり影響が非常に大きいと思います。

鈴木主査 それはわかる。そういうものでなかったら、そもそも試験をやって資格なんか認めないです。だから、それはすべてに共通する問題だけれども、何も計量指針に限った問題ではない。

醍醐室長 例えば、2番目の御指摘にありますように、ある程度、政策判断的なところについてはマニュアル化をして全部出せばいいではないかという御指摘もございしますが、先ほど申しましたように、計量士試験の関係は三千数百万の予算の中でやっております。そういう中で、今、実は印刷でありますとか、幾つか外部に半分以上のお金はもう外注をしております、かなり外部に委託をしております。

鈴木主査 わかりましたけれども、法律的根拠というものは何ですか。あなたが合理的だと判断して、だから、それが法律的な根拠だと言いたいわけですか。

醍醐室長 条文上から言いますと、計量法第125条に計量士国家試験は大臣が行うということで、法律上、まず明記していると。これは今、先生の御指摘とはちょっと違うと思いますが、一応、法律上はこういうふうに明記しております。

鈴木主査 だけれども、どの法律、どの資格試験でもこういう大臣が行うという、あるいは大臣の権限を都道府県に移管した場合には都道府県知事が行うと書いてあるのです。これは国または地方でやるということをおっしゃるだけの話で、国で計量士試験をやるといふのを否定するつもりはないんです。だけれども、その計量士試験というものを包括的

に国で、つまり、おたくの課を中心としてやらないといけないものなのか、もう少しほかの民間で包括的にやってもよいというやり方はないかということを追求しているのです。

もうちょっと言わせてください。

さっきおっしゃってあって、いろいろな問題から御苦労なさっているのだろうと思うが、試験の問題の作成とかトレンドについても立ち入るということをおっしゃった。それはわかりますけれども、そして、そういう意味合いからさっきおっしゃったのは、全部を取り仕切るのやはり1つの頭で取り仕切った方がよい。また、部分を出すということもおっしゃったけれども、それは賛成です。しかし、その全部を取り仕切るのがあなたの課がいいのか、あなたの課が任せられた信頼できる民間の者であってもよいのではないのかという、こここのところを問うているわけです。

そのときに、民間の方に行くときに、それでは、あなた方は完全に疎外されるのかと言ったら、私はそれは包括委託契約の内容次第なのだから、ほとんどのものは任せますという契約のできる資格試験もあれば、やはり、この問題については相当、そちら側の意見が反映される、国の意見が反映されるような仕組みにしたいというのは契約の問題ですね。こういうふうに表示したのに対しては、その指示に従って処理をしてくれという事を契約すればよいわけです。そういうことで少し発想を変えて、あなたの課が中心となって、国だ国だと思い込んでおるところから、そうではない、それを全部、外に出す。その代わりに、これの一律性とか、社会性から考えて、もう少し契約で深く入ることはすると。そして、とにかく世の中のトレンドは民間に出すという方向にあるのだから、そちらの方向に舵を切り直すという発想はできませんかということを行っているのです。

醍醐室長 そこにつきましては、先ほども御説明いたしましたように、切り分けというのは、多分物理的にはできると思います。これは多分コストの問題、先ほどのような効率化とか効果というのを考えた場合に、例えば、三千数百万円からの予算の中で、これを民間に今、お願いをした場合に、実際に受けるところがあるかどうかと。今、実際に試験会場も、東京会場では早稲田大学とか大きいところを借りてやっていますが、地方ですと合同庁舎とかを使いまして、余りお金をかけないような形でやっております。ですから、逆に言いますと、予算的にある程度確保できるということであれば、例えば、試験の実施とかについては民間に開放するというのは、それは物理的にできないことではないと思います。ただ、予算のシーリング等かかっておりますので、そういう中で新たにこの関係で別途予算をある程度認めるということをお認めいただけるのであれば、当然のことながら試験の実施とか、そういうものにつきましては、民間にお願いすることはできると思います。正直言いますと、私ども経済産業局全9ブロックでやっておりますと、日曜日に試験等を実施しまして、職員の負担も相当重いものでございます。そういうある意味でボランティアに近い形で出てやっただいていただいている方もございますので、そういう中で民間に本当に、なおかつ9か所あったときに、一律に全部受けて、当然競争入札になりますから、あるときはどこかの会場で、次の年はまた違うところの会場とかという話になりますと、

受験生にとっても非常に不利益も被りますし、ある程度一定のところではやれるような形と  
いうのがあるのかなと私どもも思っております。

そういう意味からしますと、御指摘のようにコスト的な問題からいけば民間にやらせる  
ところがあるのではないかとというのはございますが、なかなか今の全体の予算の中では非  
常に難しいのではないかと私どもも思っております。

鈴木主査 皆さんそうおっしゃるけれども、私がお願いしておきたいのは、やる人がい  
るのだろうかということを現時点で、今までやったことがないところで、それを考え出し  
たら、切りがないのです。だから、もし力があるならばやれるのですよということで、あ  
なたの方が入口を開いてくれればよいのです。そして、これはまた別に我が会議の方でや  
っていますけれども、もしそう人が出てきたときに、果たして官でやった方が効率的なの  
か、そうではないのかというのは、市場化テストという指標もあって、それでどちらがよ  
いかということもチェックできるわけです。

だから、この判断をするに当たって、いやこれが合理的だから、だから我々がやるのだ  
とって門戸を閉じておくのではなく、もし適した人がいたら、その人にやってもらって  
結構だという立場で、これを開いていただかなければ。やる人がいるのかどうかというこ  
とを御心配なさっているが、いなかったらおたくで続けてやるしかないでしょうというこ  
とを言っているのです。ここのところを誤解しないでいただきたい。

それと、繰り返しますけれども、さっき言ったように、包括的委託というと、包括的管  
理がどうしても必要だということで、その包括的管理を国、つまりおたくの課がやると言  
う。それと、おたくの課はその契約によって民間事業者に対して注文は付けるけれども、  
包括的管理の責任を持つのは民間の会社だという仕組みのどちらを取るのか。この流れが  
今、我々が問うておるところで、我々はそれを国から民間の方に移管するということを強  
く求めて今、作業をやっているわけです。そこをひとつ理解していただきたい。

それは、官は何もやってはいけないということになると、民間が勝手なことをする。値  
段、試験代は何万円に決めてもよろしい。そんなばかなことを言っておるわけではない。  
それはおたくの方が、委託契約によってきちっと歯止めすべきところはすればよろしいと  
いう問題です。そこら辺どうも議論していると食い違いがあるというか、誤解があるよう  
な感じがしますから、そういうふうに理解してもらいたいのです。

醍醐室長 私どもも、何が何でも全部国がやらなければいけないと思っているわけでは  
ございませんで、ある程度民間に開放できるものについては開放したいと思っております  
が、先ほど申しましたように、効率化とか、効果というところを考えたときに、なかなか  
開放したとしても、ここは先生がおっしゃるように、実際に開放してみないと受け手がい  
るかどうか分からないのではないかと御指摘もあるかと思いますが、正直言いまし  
てかなり幅が広いというか、一万数千人の出願者がいる試験でございますので、それを実  
際になおかつ全国をやれるようなところが本当にあるのかどうかというのは、正直言って  
私どもとしては疑問に思います。多分、今でも試験問題委員は、産業技術総合研究所であ

りますとか、それから特定の濃度とか化学とかの大学の先生とか、そういう方をお願いをしておりますので、結果的には同じような委員を選任をして、同じような形でやらざるを得ないのではないかと思います。そうしますと、結局は各地方ばらばらになってしまう可能性がございますので、そこについて危惧をしております。

私どもも誤解のないように申し上げたいのは、何が何でも全部国がやらなければいけないと思っているわけではございません。先生の御指摘もよくわかっておりますので、そういう中で効率化とか効果とか、そういうものを考えたときに、計量士の関係の試験につきましては、外部に開放するというのは、また今後開放できるものについては考えていくというのはございますが、基本となるところについては、やはり国がある程度押さえていった方が、主体的にやった方が、この試験の効果と言いますか、効率化とか、そういう点からいいのではないかとということでございます。

鈴木主査 それに対しては、もう繰り返しになりますから、私、申し上げませんが、さっき私が言ったことも考えていただきたいということです。

白石委員 前回のヒアリング、航空工場の検査員、国家試験のときにも、安念先生から御意見が出たんですが、政策判断というと非常に美しい言葉なんですけれども、このジェネラリストの方が多い役所の中に、この政策判断が果たしてできるのかどうかという御意見があったんです。これについて、どのような方法論で政策判断というものを今やってらっしゃるんでしょうか。

醍醐室長 これは、計量の関係は、先ほど言いましたように、非常に国民生活に根強く浸透しております。私ども、計量の関係から申しますと、当然のことながら計量器のメーカーもございます、ユーザーもございます。スーパーを始めとして消費者もございます。そういうところで、日ごろ非常にいろんな形で、計量法の実施というのはいろいろございます。そういう中で、いろんな意見交換をしたり、ニーズもいろいろ把握をしております。あるいは、団体等に委託をしまして、いろいろ世の中のニーズというものを把握しておりますので、常に社会のニーズというのを、アンテナを非常に高くして取るような形にしております。それがまず一つでございます。

白石委員 委員の方が90名いらっしゃる、そしてダイオキシンから普通のスーパーの計りまで非常に範囲も広いと。それをつぶさに見ていらっしゃる方が役所の中にいらっしゃるわけですか。

醍醐室長 はい。私ども計量行政室がすべて見ていると思っております。

白石委員 何名で担当していらっしゃるんですか。ここに書いてある、3名と18名、合計21名でこの試験問題の範囲を全部見ていらっしゃるという認識ですか。

醍醐室長 そういうことになります。

安念専門委員 いろんな方法論を、これからお互い、ともに携えて研究していかなければいけないと思うんですが、その中でよく役所の方がおっしゃるのは、今のやり方の方が効率的だというふうにおっしゃるんです。しかし、そこで言う効率的というのは、コスト

を顕在化させていないというだけのことが多いんです。つまり、今は役所の施設を使っています。あるいは、ボランティア的に日曜出勤してもらっていますというのは、実は本来ならば、コストをだれかが払わなければいけないものを、目に見えてないで、結局は納税者が負担しているというだけの話でございまして、それがいいことであるのかどうかは、これはよほど慎重に考えなければいけないことだろうと思うんです。

本来、重要な資格であり、かつ社会的なニーズも高いのであれば、例えば、試験料であるとか、講習料というのは、高くても当然であるという考え方も十分成り立ちますので、民間が実際に手を挙げるかどうかは、今、鈴木主査おっしゃったように、これは役所の方で考えていただくことではなくて、民間が入れるようにしていただければいいだけのことなんです。その際にも民間が入るかどうかは、まず第一には原価が賄えるかどうかということなんです。その場合には、試験の受験料等を、コストに見合った数字に上げるという選択肢も当然あり得る話ですので、その点も含めて民間に切り出せるかどうかの御検討をお願いできればと思います。

もう一つは、役所ですから、それぞれのセクションは一つの試験を所管しておられるわけで、横の連絡がどうということは直ちにはおっしゃれないだろうとは思いますが、例えばロジにしても、さまざまな公的な試験を全部束ねて、それによってロットを大きくして、ロジ専門の業者を募るという方法も当然あり得るのではないかと思いますので、その点についても御検討いただければと思います。

白石委員 皆さんが、どれぐらいこれにかけてらっしゃるのかわかりませんが、間接コストを安めに見積って、1日7万円として、21人で20日働いたとしても約三千万がこれに乗るんです。やはり、安念先生おっしゃったように、受益者がきちんとそれに対するコストを支払う、そのためには経費全体がガラス張りではなくてはいけないと思うんです。今のようやり方を取っていると、皆さんにかかっている対価というものが表に出てこない。民間開放して若干高くなっても、そこをきちんと受益者が負担していく、どれぐらいかかっているかという費用を情報公開していく仕組みというのは必要ではないかと思います。もう時間がないので、鈴木さん、よろしいですか。

鈴木主査 結構です。

白石委員 それでは、お時間が来てしまいました。どうもありがとうございました。